

医療機器産業政策の推進に係る懇談会

議 事 次 第

○ 日時 平成20年7月15日（火）15:00～17:00

○ 場所 はあといん乃木坂「フルール」

○ 議題

- 1 医療機器産業ビジョン成果報告について
- 2 新医療機器・医療技術産業ビジョン(案)について
- 3 意見交換
- 4 その他

○ 配付資料

座席表

出席者一覧

医薬品・医療機器産業政策推進本部設置要項

資料1 医療機器産業ビジョン「国際競争力強化のためのアクションプラン」の5年間の成果

資料2 新医療機器・医療技術産業ビジョン策定に係る検討の概要

資料3-1 新医療機器・医療技術産業ビジョンの概要(案)

3-2 新医療機器・医療技術産業ビジョン(案)

3-3 新医療機器・医療技術産業ビジョン参考資料集(案)

参考資料1 新たな産業ビジョン策定に向けた検討項目(案)
(平成19年9月27日懇談会資料抜粋)

参考資料2 新医療機器産業ビジョン策定に向けた細胞組織工学分野ヒアリング資料(抜粋)

参考資料3 新医療機器・医療技術産業ビジョン(案)概要版

医薬品・医療機器産業政策推進本部設置要綱

平成14年12月17日
厚生労働大臣伺い定め
平成18年8月14日一部改正
平成19年7月30日一部改正

(設置)

第1条 医薬品産業ビジョンのアクションプランの着実な実施を図るなど、医薬品及び医療機器に係る産業政策を総合的かつ計画的に推進するため、厚生労働省に、医薬品・医療機器産業政策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(組織)

第2条 本部に、本部長、本部長代理、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は、事務次官をもって充てる。
- 3 本部長代理は、厚生労働審議官をもって充てる。
- 4 副本部長は、技術総括審議官及び医政局長をもって充てる。
- 5 本部員は、別紙の職務にある者をもって充てる。ただし、本部長が必要があると認めるときは、本部員を追加することができる。
- 6 本部長は、必要に応じ、本部に構成員以外の者の参加を求めることができる。

(事務局)

第3条 本部に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長は、医政局経済課長をもって充てる。
- 4 事務局次長は、大臣官房厚生科学課研究企画官及び医政局研究開発振興課長をもって充てる。
- 5 事務局員は、本部長が指名する者をもって充てる。
- 6 事務局の庶務は、医政局経済課において処理する。

第4条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年7月30日から施行する。

別紙（第2条関係）

大臣官房審議官（医政担当）
大臣官房審議官（医薬担当）
大臣官房審議官（医療保険担当）
大臣官房厚生科学課長
大臣官房厚生科学課研究企画官
医政局総務課長
医政局経済課長
医政局経済課首席流通指導官
医政局研究開発振興課長
医政局研究開発振興課治験推進室長
医政局研究開発振興課医療機器・情報室長
医政局国立病院課長
医政局国立病院課高度・専門医療指導官
医薬食品局総務課長
医薬食品局安全対策課長
医薬食品局審査管理課長
医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長
医薬食品局監視指導・麻薬対策課長
医薬食品局監視指導・麻薬対策課監視指導室長
医薬食品局血液対策課長
保険局総務課長
保険局医療課長
保険局保険医療企画調査室長
保険局医療課企画官
保険局医療課薬剤管理官